

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『裁判所の広報活動について』

- 1 開催日時 平成25年5月22日(水)午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者(50音順・敬称略)
地裁委員 大野一樹(兼務),佐古田真紀子,鈴木義幸(兼務),高橋弘道,
田口治美,二坂徹(兼務),宮嶋睦子,渡邊康(兼務)
家裁委員 石川徹,大野一樹(兼務),岡本利彦,鈴木義幸(兼務),只石峰
子,田畑姫都美,二坂徹(兼務),八重樫和裕,山本光朗,
渡邊康(兼務)
事務局 鈴木浩二地裁事務局長,菅原誠家裁事務局長,長井建治地裁事務局
次長,富所良家裁事務局次長,宮下智地裁総務課長,澤崎豪地裁総
務課課長補佐,森山忍地裁文書係長

4 議 事

- (1) 開会宣言
- (2) 委員交替の報告
- (3) 委員長の選出

各委員会それぞれ委員の全員一致で渡邊康委員が互選により各委員長に選任された。

- (4) 新任委員自己紹介
- (5) 説明等(本日のテーマ『裁判所の広報活動について』)

事務局から,以下のとおり裁判所の一般広報について説明を行った。

ア 裁判所の広報活動の目的について

国民に理解してもらい裁判所を身近に感じていただくことを広報の目的と

していることを説明

- (ア) 手続きを紹介したパンフレット及びインターネット上のウェブサイトを利用した広報の紹介
- (イ) 最高裁判所の広報テーマの紹介
- (ウ) 法教育の一環としての広報の紹介

イ 旭川地方・家庭裁判所における広報活動について

- (ア) 利用者のための広報活動について
 - a 手続きを紹介したパンフレットの内容及びその備置き状況の紹介
 - b ウェブサイトを利用した手続案内の紹介
 - c 各種手続説明会の紹介
- (イ) その他の広報活動
 - a 最高裁判所の広報テーマの利用
 - b 憲法週間行事
 - c 法の日週間行事
 - d 夏休み子ども企画
 - e 学生等を対象にした模擬裁判・法廷見学等
 - f 広報活動に関するウェブサイトの説明
 - g 広報用DVDの紹介及び視聴（「リホちゃんナビスケの裁判所ってどんなところ？」）

(6) 意見交換等

委員 私の所属する検察庁においても広報活動に順次取り組んでいるところであるが、先ほどの説明を聴き、非常に熱心に取り組んでいるという印象を受けた。広報活動を実施した際の参加者等の反応はどのようなものであったか。アンケート結果などがあればお聴かせ願いたい。

事務局 先ほど、裁判員制度説明会を毎年2回実施していると説明した

が、その需要は高いものとなっている。参加者は30名弱程度であるが、昨年5月に行われたものについては、2回に分けて合計50名程度の方に参加していただいている。その際の参加者の反応を見ると、裁判官に対する質問が非常に多く、関心の高さが感じられる。また、昨年の市民講座は成年後見制度をテーマに行われ、その説明会終了後には裁判官や家庭裁判所調査官に対して質問ができるということから、関心の高い方が多く参加した。

法の日週間に合わせ調停制度90周年広報行事として行われた模擬調停について、参加していただいた高校生に対するアンケート調査を実施した結果、「裁判所の敷居の高さが解消された。」、「調停という利用しやすい手続きもあることが分かった。」、「大変貴重な経験ができた。」、「将来の進路として裁判所で働くことも視野に入れたい。」などといった感想が述べられ、裁判所としても嬉しく思っている。

委員長 各所属団体の広報活動について紹介いただきたい。

委員 私の所属する旭川弁護士会では、ホームページを設けており、会の概要を含めたおよその情報が得られるものとなっている。また旭川弁護士会の法律相談センターを開いており、旭川市内においては有料ではあるが、平日につき毎日、日曜日においても月に2回行われている。広報としては、先ほど述べたホームページ、電話帳の広告のほか、旭川では情報誌、稚内、名寄及び紋別では地域新聞等に掲載し、留萌では国道に看板を出して宣伝をしているといった状況である。費用としては、年間400万円ほど費やしているが、相談件数の増加に結びつく効果が少なく、これが広報のやり方によるものか、弁護士が増えたことによる相談の受け皿が増えたことによるものなのか分析はできていない。それでも

利用者からは電話帳を見たという声も寄せられている。

さらには映画の上映会も実施しており、その際には、なるべく多くの方が参加してもらえるように旭川市の庁舎にある市政記者クラブに報道してもらおうよう依頼している。

現在は、様々な弁護士事務所がテレビやラジオで宣伝をしていることから、利用者が弁護士にアクセスする機会は相当増えていると感じている。

委員 私の所属する司法書士会では、8月3日の司法書士の日に全国一斉無料相談会を実施している。また毎年、相続・登記無料相談会も行われており、今年は年3回行う予定である。その際の旭川市及び近郊の市町村への広報は、情報誌に掲載する方法により行われている。毎週金曜日に旭川市内、道北エリアにある新聞の購読者だけに配布するフリーペーパーに司法書士総合相談センターの広告を月2回掲載している。さらに各自治体においてもチラシを置かせていただいている。司法書士連合会の広報については相談に訪れた方へチラシや小冊子を配布する方法により行われているほか、ホームページも開設する方法による広報も行われている。

委員 私の所属する旭川消費者協会では、旭川市と近郊7町で行われている消費生活相談を旭川市から業務委託されており、旭川消費生活センターとともに啓発活動を実施している。そこでは、「悪質商法に気をつけよう」といったパネルやリーフレット類を裁判所のリーフレットとともに備え置いている。

また、年に数十回程度ではあるが、町内会などの要望により出前講座を実施しており、その際、リーフレット類を配布している。イベントなどの行事の際は報道依頼をしているほか、消費生活センターの相談依頼については、ホームページに掲載している。

旭川市と共催して行う消費生活祭においても，先ほど述べたパネル展示や相談室を設けたり，街頭啓発をする予定である。

委員 私の所属する旭川更生保護女性連合会の広報活動は，保護司会などと共催して実施している。毎年7月が「社会を明るくする運動」月間ということで，デパートの前において造花の向日葵を配布して宣伝している。6月ころには「社会を明るくする運動」の一環として各小中学校へ訪問し，作文を書いてもらい犯罪予防の話をさせていただいている。

委員長 パンフレット等の備置きや配布に関して何か工夫されている点はあるか。

委員 旭川更生保護女性連合会では，各保護司に配布し，所属の各町内に併せて回覧してもらうよう依頼することも実施している。その結果，町内の方が当該保護司に相談に赴くこともある。

委員長 街頭啓発でパンフレットなどを配布する際，何か景品などを付けているのか。

委員 旭川消費者協会の街頭活動では，何かが付いていると受け取ってくれるという状況であることから毎年ティッシュを配っている。リーフレットは，このほかに，相談時においても配布しているのでそれなりに在庫が減っている。

委員 旭川更生保護女性連合会の「社会を明るくする運動」において，造花の向日葵を配るほかに，黄色い羽を1000個程度用意し配布資料に付けて配っている。

委員長 裁判所のウェブサイトについて意見はあるか。

委員 旭川のウェブサイトを初めて見たが，非常によくできており感心した。手続説明などが，ここまで詳しくされているとは正直思っていなかった。

委員 各裁判所によりウェブサイトの内容が異なるという印象である。旭川地方裁判所の場合は、債権執行関係の手続案内がされていない点が気になった。

委員 検察庁では、裁判所のウェブサイトの裁判例情報をよく利用しているが、分かりやすく検索も比較的しやすい。また、書式などが掲載されていることは初めて知ったが、書式はPDF形式となっており、利用者はこれを印刷して手書きをすることになるので、利用者がパソコンで入力できるような書式であれば、より便利なのではないか。

委員 弁護士やその職員においても、書式やQ & Aが掲載されているのでよく利用している。

委員長 裁判員制度の説明については検察庁でも実施していると思うが、その状況をお聴かせ願いたい。

委員 実際に実施までには至っていないが、法教育については我々も力を入れていかなければならないものとする。具体的には、小学生や中学生を対象とした模擬裁判を実施すべく、シナリオを3種類ほど用意し、要請があればいつでも出向く旨打診しているところであり、裁判というものがどういうものか、裁判によってどのような判断がなされるのか、さらには検察庁の職務を宣伝していくことを手がけている。

委員長 昨年度の市民講座について、当日の説明を担当した委員から説明を願いたい。

委員 成年後見制度は、最近でも新聞で取り上げられることや市民後見人の要請の気運もあり、かなり関心が高くなっているという印象であった。質問が非常に多く、講座終了後においても受付窓口での説明を受けて帰られた方もいたようである。関心がある事項

について市民講座を行うとなれば、来られる方の意識も高く、こちらもやりがいがある。形式としてはパワーポイントでの説明により情報を一方的に流すものとなり聞き手の意識が低くなるのではないかといった懸念があったが、実際にはそのようなことはなく来られた方々は興味をもって話を聞いていた。その後のアンケート調査の結果によれば、「今まで受けた講座の中で一番分かりやすかった」との意見があり、かなり好評であったものとする。

委員 私も昨年の市民講座に参加させていただいたが、非常に分かりやすかった。今年の3月に消費者協会の会員を対象にした裁判所の出張講座をお願いしたところである。

委員長 市民講座の広報はどのようにしているのか。

事務局 市民講座を申し込まれる方は、ウェブサイトをご覧になったという方が多いようである。

憲法週間行事及び法の日週間行事については、正面玄関前にポスターを掲示するほか、各報道機関に報道等の協力をいただき広報活動をしている状況である。

委員長 各種行事の広報の在り方について御意見願いたい。

委員 旭川弁護士会では、行事の直前に、記者クラブに対して新聞やテレビで取り上げてもらうよう説明しており、報道された翌朝の反応は非常によいものとなっている。

委員 裁判所の行事内容は、市の広報誌などに掲載しているのか。

事務局 市役所や近隣の市町村には、依頼をして広報誌に載せていただいている。報道機関に対しても事件取材で来られる記者を通じるなどして掲載してもらえようをお願いしている。掲載していただいた翌日には申込みが多い状況である。

委員 当新聞社では、報道依頼があった場合は細かいものでも検討す

るようにしているので、遠慮なく依頼していただきたい。取材する側の立場で述べさせていただくならば、行事の要請をする際には、取り上げてもらえるような工夫をしてPRしていただくと報道しやすい。

委員長 旭川弁護士会で行われているジュニアロースクールについて御説明願いたい。

委員 ジュニアロースクールは、高校生を対象に模擬裁判をするという内容になっており、法教育のためのもので、法律を学ぶというものではない。司法にどのように関わるべきか模擬裁判を通じて学び、弁護士及び弁護士会を知っていただくものとなっており、弁護士会の広報にもつながっているものと考え。アンケート調査も実施しているが、高校生ということもあって、このような実務的な行事に参加する機会がなかったことから初めての経験で楽しかったという意見があり、法律についての関心が深まっているのではないかとということがアンケートから読み取れると考えている。

委員長 裁判所においても、模擬裁判のような劇を演じてもらい、その中で裁判所や法曹三者の在り方を理解していただこうと考えているが、法教育に関して進んだ考え方はあるか意見を伺いたい。

委員 検察庁においては、法教育として法律的な物事の考え方を体感してもらいたいと考えている。シナリオはこちらで用意するが、役は学生側に決めてもらい、演技をしてもらった上で、裁判の結論としてどういう判断をするか検討をしてもらう内容の模擬裁判を実施してもらっている。

委員 私の大学においては、学生に対して裁判所での行事参加や傍聴を勧めているが、1人では行きにくいようである。学生は、裁判

所に一度赴いてみたいと述べており、興味はあるようだが、学生の都合のつく時間が裁判の期日と合わず難しい面もある。ただ、学生を引率して傍聴に伺ったこともあるが、その際は傍聴後に質問を受け付けていただいたりし、学生からは行ってよかったとの感想を聞いている。

委員長 例えば、配布資料である裁判所の模擬刑事裁判シナリオにおいて、末尾に「判決を考える」とあるが、裁判所ではこれをどのように扱っているのか。

事務局 模擬裁判で判決を考えるということについては、時間が多く取れないために詰めた話をするということまでできていないことも多いが、時間がある場合には、評議を行う中で、主張立証に基づき、被告人が有罪なのか無罪なのかを考えてもらうことまではしてもらっている状況である。いずれにしても今のところ量刑までは考えてもらってはいない。

委員 模擬裁判は、非常によい経験になるものと考えます。私も学生を連れて模擬裁判をしたことがあるが、楽しく学べるということで非常に有益であった。学生達の中では、自分も裁判所の職員になりたいといった話も出ていたようである。

委員 学生に役を演じさせるということは、別の人の立場になって考えさせるということで、非常によいことであると言われている。

委員 裁判所の広報委員会において協議した中で、理解をしてもらうためには自ら体験してみるのがよいのではという話があり、昨年は模擬調停を実施した結果、今後も体験型の機会を設けた方がよいのではないかと感じた。この模擬裁判や模擬調停のほかにも別な方法や工夫点などがあれば是非お聞かせ願いたいと考えている。

委員 私も調停協会の立場で昨年の調停制度発足90周年の広報行事である模擬調停を見学させていただいたが、最初のうちは参加した高校生も緊張していたようである。しかし、次第に馴れていくうちに積極的になっていき、当該事件をどのようにまとめていくか悩みながら、意気揚々として発言していたようである。

委員長 このような模擬裁判を学生以外に実施してもらうことについて意見を伺いたい。

委員 社会人に体験していただいた方がより深い議論ができると考える。問題はその需要が少ないことである。

委員長 需要についてはどのように考えるか。

委員 裁判というのは、通常ドラマで見る程度であり、私は是非体験させていただきたいと思っている。消費者協会も、悪質商法を寸劇で実際に体験していただいている。寸劇で行うことは、楽しく勉強ができるということと裁判を身近な場所に感じてくれるということから効果的であると考えます。市民も常にそのような機会を探しており、体験できる場を臨んでいるものと思われる。私も消費生活センターに訪れる方に対し、裁判所へ行くように勧めることもあることから、裁判所がどのようなところか興味がある方もいるのではないかと思われる。

委員 普段はドラマなどでしか拝見できないものであることから、体験できることはよい機会と考える。

事務局 夏休み子ども企画では、旭川市内の小学校を数校に限定して周知しており、新聞等にも掲載されている。それでも例年定員の30名を満たすほどの応募がある。そこで、今年は、本企画を旭川本庁のみならず名寄、紋別及び稚内の3支部においても実施することを企画しているところである。

委員長 裁判所の広報活動の在り方について、全体を通じて御意見等を
いただきたい。

委員 今年5月に行われた裁判員制度説明会に私も参加させていただ
いた。平日ということもあり、所属団体の関係者などを誘うこと
はできない中で参加したが、募集人数48人中24名程度の参加
者ということから少ないという印象であった。参加した知人から
感想を聞いたところ、質問をしたかったが他の参加者の質問が長
かったため、その機会がなかったと述べていた。

説明はとてもわかりやすかったという印象である。

委員 裁判所のパンフレット等は種類が多いため、利用者は必要なも
のしか持って行かず、手続きが広く周知されないのではないか。
例えば、簡裁であれば簡裁の手続きがまとめられたものを作成し、
持ち帰ってもらえればよりよい広報効果が得られるのではない
か。また、法教育に関しては、学生のみならず、大人に対しても
実施していく必要があるものとする。

委員 裁判の傍聴よりは模擬裁判の方が法教育の効果が得られるもの
と考える。なお、学生については、裁判所に出向くことは大変と
思われるので、裁判所が出向くことも検討してはどうか。

委員 私の大学においても高校生を対象に出張講義を実施している
が、こちらが出向く方法の講義の申込みは多い実情である。なお、
裁判員に関する広報用のDVDに関しては、非常に好評であり「よ
く分かる」との意見を聴いているが、今見せていただいた「リホ
ちゃんナビスケの裁判所ってどんなところ？」は、小学生には難
しいのではないかとされた。

委員 裁判員を経験してもらった模擬裁判のイメージがなかった。検察
庁で行われている模擬裁判は、当事者役を演じてもらうものであ

り、裁判所で行われる裁判員を経験してもらう模擬裁判が行われるのであれば、それとの役割分担を今後検討していかなくてはならないと考える。

委員 模擬裁判については、新しい内容のものを工夫していただくと我々マスコミも扱いやすいものとする。今後も遠慮なく記者に対して取り上げてもらうように働きかけていただきたい。

委員 広報は、その目的により概念が異なるものとする。国民に手続きを理解してもらうということを目的とするだけでは曖昧であり、細かな目的を定めることも必要である。また、広報行事を実施した際には、その効果を検証して次の行事に生かすべきである。

委員 旭川弁護士会の法律相談センターに来られる方に対してアンケート調査を実施したところ、地方自治体などの相談窓口に赴いた際に教えられたということで、地方新聞などの媒体を見て来る方はほとんどいない状況である。そのような自治体に情報があるということを知ってもらうと、利用者の幅が広がるのではないかと考えている。

委員 なるべく費用をかけずに広報活動を行えるかどうか問題となる。例えば、私は民生委員でもあるが、民生委員としての資料を配付する際に、併せてパンフレットを配布しており、これも一つの方法である。また、裁判所のパネル展示にしても、裁判所に足を運ばない方のために、費用のかからない場所を借りて移動展を行うことも検討してはどうか。大型デパートなどで費用がかからない場所もあるようである。

委員 調停協会では無料調停相談を実施しており、そのアンケート結果によると、ポスターも多く掲示するようにしているが、新聞や市の広報誌を見て来たという回答が多かった。

委員 若年層はインターネットなどの媒体を利用することが主流であるが、中間層以上については新聞が主体になると考える。また先ほど意見にあった相談窓口からの紹介も有効であると思う。

委員 全体的に、裁判所は活発に広報活動をしているという印象である。

(7) 次回開催日時等

次回の裁判所委員会は、地裁委員会と家裁委員会を分離して開催し、次回の地裁委員会は、テーマを「市民型紛争の解決手続きについて」（仮題）を予定として平成25年11月28日（木）午後1時30分に開催することとし、家裁委員会は、「家庭内紛争の解決について（子の視点から）」（仮題）を予定として平成25年12月11日（水）午後1時30分に開催することが決められた。

(8) 閉会宣言

以 上

配 布 資 料

事前配布資料

- 資料 1 広報行事，広報活動内容等一覧（旭川地方・家庭裁判所）
- 資料 2 裁判所の手続説明に関する主なパンフレット一覧
- 資料 3 リーフレット「初めて簡易裁判所を利用される方のために」
- 資料 4 リーフレット「成年後見制度を利用される方のために」
- 資料 5 裁判所ウェブサイト記事「市民講座「成年後見制度について」開催結果報告」
- 資料 6 憲法週間における行事のお知らせ
- 資料 7 裁判所ウェブサイト記事「～調停制度 90 周年に係る広報行事～旭川藤女子高校のみなさんをお迎えして模擬調停を実施しました！」
- 資料 8 裁判所ウェブサイト記事「夏休み子ども企画『みんなで体験！裁判所 2012』を開催しました！！」

机上配布資料

- 資料 1 「最近の市民講座一覧表」
- 資料 2 「広報活動実施状況(講師派遣)」
- 資料 3 「平成 24 年度広報テーマ」
- 資料 4 「平成 25 年度広報テーマ」
- 資料 5 「広報活動実施状況(模擬裁判，法廷見学)」
- 資料 6 「模擬裁判シナリオ一覧表」
- 資料 7 「模擬裁判シナリオ（花咲銀行強盗致傷事件）」
- 資料 8 「弁護士会の広報活動」（レジユメ） 委員提供

資料9 「第1回旭川ジュニアロースクール開催報告」 委員提供

資料10 要注意商法一覧表 委員提供

その他当日配布した委員提供資料あり

(配布資料添付省略)